

入 札 心 得 書

- 第1条 入札参加者は、入札公告、入札心得書及び物件調書を熟読の上、入札する。
- 第2条 入札参加者は、入札に関し、市の担当職員の指示に従わなければならない。
- 第3条 入札参加者は、別に定める一般競争入札参加申込書に所定事項を記入の上、提出すること。
- 第4条 一般競争入札参加申込書は、字画を明らかに書き、誤記又は脱字のため訂正若しくは加除したときは、その箇所に押印すること。
- 第5条 代理人に入札を依頼する場合は、あらかじめ委任状を提出すること。
- 第6条 入札参加者は、入札書に記載する入札価格の100分の5以上の額を入札保証金として指定する日までに納付する。
- 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、申込みを無効とする。
- (1) 入札参加資格がない者が申込みをしたとき
 - (2) 申込者の提出書類に不備があるとき。
 - (3) この心得書の各条項のいずれかに違反したとき。
- 第8条 入札の結果は、落札者に一般競争入札落札者決定通知書により通知する。
- 第9条 一般競争入札落札者決定通知書を受けた者は、その通知に記載の期日までに別に定める普通財産売買契約書により契約を締結しなければならない。
- 第10条 契約を締結するときは、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
- 第11条 売買代金は、契約日から30日以内に完納しなければならない。
- 第12条 売買代金を完納したときは、対象財産の引渡しを受け、その土地を使用し、収益することができる。
- 第13条 対象財産の所有権移転の登記は、古河市が行うものとし、登記に関する費用は落札者の負担とする。
- 第14条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とし、今後の入札に参加することができない。
- (1) 入札参加資格がない者が入札に参加したとき
 - (2) 入札について不正の行為があったとき。
 - (3) 入札書の記載事項が不明なとき、又は入札書に記名若しくは押印がないとき。
 - (4) 入札金額を訂正した場合において訂正印がないとき。
 - (5) 入札書を2通以上提出したとき。
 - (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 他人の入札参加を妨害し、又は契約の履行を妨害したとき。
 - (8) 落札者として通知を受け、契約を締結しなかったとき。
 - (9) 正当な理由がなく当該職員の指示に従わなかったとき。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当な入札があったと認めるとき。